

政令第三十二号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第三項及び第二十条の規定に基づき、この政令を制定する。

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「当該特定事業者」の下に「（法第二条第二項第一号から第三十七号まで及び第三十九号に掲げる特定事業者に限る。以下この号において同じ。）」を、「第七条第一項第一号」の下に「又は第三号」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

取引時確認を行う必要がない特定事業者が他の特定事業者に委託して行う取引として、クレジットカード等の交付又は付与を内容とする契約の締結を追加する必要があるからである。